

議案第 7 号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築関係手数料に新たな区分の手数料を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る手数料を改定するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)の表から(5)の表まで 略			(1)の表から(5)の表まで 略		
(6) 建築関係手数料			(6) 建築関係手数料		
アの表からキの表まで 略			アの表からキの表まで 略		
ク 建築基準法施行令関係手数料			ク 建築基準法施行令関係手数料		
手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料を徴収する事務		手数料の金額
敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の第12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	1件につき 27,000 円			
道路内における建	建築基準法施行令第137条の	1件につき			

建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請	12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査	27,000 円
建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000 円

ケの表からシの表まで 略  
 ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

表 略

備考

1 及び 2 略

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げ

建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000 円
-----------------------------	---	----------------------

ケの表からシの表まで 略  
 ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

表 略

備考

1 及び 2 略

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げ

る書類をいう。

(1) **建築物のエネルギー消費性**

**能の向上等に関する法律**（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

セ **建築物のエネルギー消費性**

**能の向上等に関する法律関係**

**手数料**

手数料を徴収する事務		手数料の金額	
建築	略	略	略
物工			

る書類をいう。

(1) **建築物のエネルギー消費性**

**能の向上に関する法律**（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

セ **建築物のエネルギー消費性**

**能の向上に関する法律関係**

**手数料**

手数料を徴収する事務		手数料の金額	
建築	略	略	略
物工			

ネル ギ一 消費 性能 適合 性判 定の 項及 び建 築物 エネ ルギ 一消 費性 能適 合性 判定 の変 更の 項 略				ネル ギ一 消費 性能 適合 性判 定の 項及 び建 築物 エネ ルギ 一消 費性 能適 合性 判定 の変 更の 項 略			
建築 物エ ネル ギ一 消費 性能 適合 性判	建 築 物 の エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 施		略	建築 物エ ネル ギ一 消費 性能 適合 性判	建 築 物 の エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 施 行		略

定の行規則  
 軽微な変更に関する証明書  
 の交付

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の項から建築物のエネ

略

略

略

定の規則（平成28年国土交通省令第5号）  
 第11条の定める軽微な変更に関する証明書の交付

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の項から建築物のエネ

略

略

略

ルギ  
一消  
費性  
能認  
定申  
請の  
項ま  
で  
略

備考

1 から 4 まで 略

5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1)及び(2) 略

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

(4)及び(5) 略

6 から 8 まで 略

ソの表 略

(7)の表及び(8)の表 略

(9) 消防関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
仮貯蔵仮取扱	略

ルギ  
一消  
費性  
能認  
定申  
請の  
項ま  
で  
略

備考

1 から 4 まで 略

5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1)及び(2) 略

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

(4)及び(5) 略

6 から 8 まで 略

ソの表 略

(7)の表及び(8)の表 略

(9) 消防関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
仮貯蔵仮取扱	略

承認申請		
設置製造所 許可の目か 申請ら準特 定屋外 タンク 貯蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で 略		略
	特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所、 浮き蓋 付特定 屋外タ ンク貯	略

承認申請		
設置製造所 許可の目か 申請ら準特 定屋外 タンク 貯蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で 略		略
	特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ	略



蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		ンク貯蔵所を除く。)	
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 k $\iota$ 以上 5,000 k $\iota$ 未満 <b>1,450,000円</b>	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 k $\iota$ 以上 5,000 k $\iota$ 未満 <b>1,180,000円</b>
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,000 k $\iota$ 以上 10,000 k $\iota$ 未満 <b>1,720,000円</b>		5,000 k $\iota$ 以上 10,000 k $\iota$ 未満 <b>1,410,000円</b>
	10,000 k $\iota$ 以上 50,000 k $\iota$ 未満 <b>1,920,000円</b>		10,000 k $\iota$ 以上 50,000 k $\iota$ 未満 <b>1,590,000円</b>
	50,000 k $\iota$ 以上 100,000 k $\iota$ 未満 <b>2,360,000円</b>		50,000 k $\iota$ 以上 100,000 k $\iota$ 未満 <b>1,950,000円</b>
	100,000 k $\iota$ 以上 200,000 k $\iota$ 未満 <b>2,740,000円</b>		100,000 k $\iota$ 以上 200,000 k $\iota$ 未満 <b>2,270,000円</b>
	200,000 k $\iota$ 以上 300,000 k $\iota$ 未満 <b>5,640,000円</b>		200,000 k $\iota$ 以上 300,000 k $\iota$ 未満 <b>4,550,000円</b>
	300,000 k $\iota$ 以上		300,000 k $\iota$ 以上

	400,000 k ℓ 未満	<u>7,240,000円</u>		400,000 k ℓ 未満	<u>5,820,000円</u>
	400,000 k ℓ 以上	<u>8,790,000円</u>		400,000 k ℓ 以上	<u>7,070,000円</u>
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から一般取扱所の目まで	略		岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から一般取扱所の目まで	略	
変更許可申請の項から保安検査申請の項まで	略		変更許可申請の項から保安検査申請の項まで	略	
(10)の表 略			(10)の表 略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。